# コーポレートガバナンスに関する基本方針

## 第１章　総則

（目的）

第１条　本基本方針は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、当行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する方針を定めるものです。

（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

第２条　当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、次の考え方を基本として当行のコーポレートガバナンス体制を整備してまいります。

（１）郵便局をメインとするネットワークを通じて銀行サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。

（２）株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。

（３）株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。

（４）経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督の下、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。

（当行の企業統治システム）

第３条　当行は、以下の観点から「指名委員会等設置会社」を選択しております。

（１）経営の基本方針の策定等の重要な意思決定及び監督とその決定に基づく業務執行とを分離し、経営の機動性を高めるとともに、取締役会による当行の経営監督体制を整備します。

（２）社外取締役を中心とした取締役会、法定の指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の３委員会並びに任意の委員会であるリスク委員会の機能を発揮することにより、社外の視点を経営に十分に活用するとともに、経営の意思決定の透明性及び公正性を確保します。

（３）すべてのステークホルダーのみなさまに対して、適切に説明責任を果たせるようなコーポレートガバナンス体制を実現します。

## 第２章　取締役会の構成及び役割等

（取締役会の構成及び役割）

第４条　取締役会は、豊富な知識・経験と高い見識を有する多様な取締役にて構成します。また、取締役会の員数は、定款で定める 20 名以内の適切な人数とし、その過半数は、独立役員により構成されるものとします。

２　取締役会は、法定の取締役会専決事項及び特に重要な業務執行の決定を除き、当行の業務執行の決定については全て執行役に委任して経営の迅速な意思決定を促すとともに、当該業務執行について執行役より適時・適切に報告を受け、監督する体制を整備します。

３　取締役会は、すべてのステークホルダーのみなさまとの協働・共生を目指して、経営理念、中期経営計画等の経営の基本方針を定め、その実践の適切な監督を通じ、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に努めてまいります。

４　取締役会は、会社法に基づき「内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めます。また、その運用状況については定期的に担当執行役から報告を受け、評価・分析を行うことにより、執行役の迅速・果断な意思決定を支援する監督機関として適切にモニタリングを行ってまいります。

５　取締役会は、独立した客観的な立場から、執行役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、「執行役選解任基準」を策定します。また、同基準及び会社の業績等の評価に基づき、執行役の選解任及び役付執行役の選定を適切に行います。

６　取締役会は、当行と当行取締役及び執行役（以下「役員」といいます。）との利益相反取引が発生する場合には、会社法の定めに則り適切に対応します。加えて、当行とグループ会社との重要な取引や、当行と当行の主要株主との非定型的な取引については、取締役会において審議の上、承認することにより、当行又は株主共同の利益を害することのないよう監視します。

（取締役会の運営）

第５条　当行は、取締役会の実効的かつ円滑な運営の確保、特に社外取締役による監督の実効性を高めるため、取締役に対して、次の対応を行ってまいります。

（１）時間的余裕をもった年間スケジュールの調整

（２）必要に応じた情報の適確な提供
（３）議案の内容等の十分な事前説明及び事前の検討時間の確保
（４）取締役会における質疑時間の確保
２　前項の体制整備のほか、取締役会を効果的かつ効率的に実施するための運営支援並びに社外取締役との連絡・調整等のため、取締役会室を設置し、適切な人員を配置します。

（取締役会評価）
第６条　取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等を参考にしつつ、取締役会全体の実効性等について分析・評価を行い、その結果の概要を開示するとともに、取締役会の運営の改善等に活用してまいります。

## 第３章　各委員会の体制及び役割等

（指名委員会）
第７条　指名委員会は、委員３名以上で、その過半数は社外取締役によって構成します。
２　指名委員会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方と当行が求める取締役の資格要件を規定した「取締役候補者指名基準」を策定し、この基準に基づき、取締役候補者を決定します。
３　指名委員会は、株主のみなさまと利益相反が生じるおそれがないと当行が考える社外取締役の要件を規定した「独立役員指定基準」を策定し、社外取締役の中から独立役員を指定します。
４　指名委員会は、次の各号に定める事項について、取締役会から諮問を受け、審議を行い、取締役会に報告を行います。
（１）指名委員会、監査委員会、報酬委員会及びリスク委員会の委員の選定及び解職並びに委員長の指名（取締役に限る。）
（２）代表執行役の選定及び解職（代表執行役社長の後継者計画を策定し、その運用に関与し、これらを適切に監督することを含む。）
（３）役付執行役の選定及び解職

（報酬委員会）
第８条　報酬委員会は、委員３名以上で、その過半数は社外取締役によって構成します。
２　報酬委員会は、「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関

する方針」を定め、この方針に基づき、役員の報酬等の額を決定します。
３　前項の方針において定める執行役に対する報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとします。

（監査委員会）
第９条　監査委員会は、委員３名以上で、その過半数は社外取締役によって構成します。また、監査委員は、適切な経験・能力及び財務・会計・法務に関する必要な知識を有する者とし、このうち１名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者とすることを原則とします。
２　監査委員会は、監査の実効性確保の目的から、常勤の監査委員を選定することを原則とします。
３　監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担い、執行役及び取締役の職務執行を監査します。
４　監査委員会は、当行の内部統制システムの構築及び運用状況の監視及び検証を行います。
５　監査委員会は、会計監査人から監査実施状況及び監査の結果等について定期的に報告を受けるとともに、情報交換等を実施することにより連携の強化を図ります。また、会計監査人の職務の執行状況を監視し検証するとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定します。
６　監査委員会は、当行における内部統制システムの構築・運用を前提として、内部監査部門等との実効的な連携を通じて、当行の業務及び財産の状況の調査並びに執行役へのヒアリングや執行役からの報告内容の検証等を行います。
７　監査委員会を補助する事務局として監査委員会事務局を設置します。

（リスク委員会）
第 10 条　リスク委員会は、委員３名以上で、取締役又は執行役（その過半数は独立社外取締役）によって構成します。また、リスク委員となる取締役又は執行役は、リスク委員会の職務を果たすために必要な専門性及び職務経験並びに当行のリスクプロファイル及びリスク管理に関する理解を有する者とすることを原則とします。
２　リスク委員会は、外部の有識者を委員に選定できるものとし、委員に選定された外部の有識者は議題に応じてリスク委員会の審議に参加します。 また、リスク委員となる外部の有識者は、金融機関のリスク管理全般又は特定分野のリスク管理に関する専門性及び職務経験を有するほか、当行の独立役員指定基準に定める独立役員の要件を満たす者とすることを原則とします。

３　リスク委員会は、取締役会の諮問機関として、当行の経営戦略及びリスク特性等に応じたリスク管理の監督に資することを目的に、リスク管理状況等に関する重要事項を審議し、取締役会に報告又は助言します。

## 第４章　社外取締役の役割

（独立役員の役割）

第 11 条　独立役員は、独立した客観的な立場から執行役の業務執行を監督し、一般株主のみなさまの利益を適切に保護します。また、当行がステークホルダーのみなさまと適切に協働・共生しながら持続的に成長して中長期的に企業価値を創出できるよう、各々の経験や専門知識に基づき、執行役に対し適切に助言・支援を行ってまいります。

（社外取締役の情報入手及び情報共有）

第 12 条　当行は、社外取締役に対し、その期待される役割・責務が適切に果たされるよう、当行の施設等の視察等の施策を実施するなど、当行の事業内容、課題、経営戦略等についての理解を深め、必要な知識を習得するための機会を設けます。

２　社外取締役は、その役割・責務を果たすために、当行の経営状況等について、必要があると認めるときは、適時・適切に担当執行役等に説明等を求め、十分な理解を形成します。

３　独立社外取締役は、独立社外取締役を構成員とする独立社外取締役会議を定期的に開催するなどにより、独立した客観的な立場に基づく情報交換と認識共有を図ります。

４　独立社外取締役は、執行役との連絡・調整等の任に当たる独立社外取締役を互選により１名決定します。

## 第５章　執行体制等

（執行体制）

第 13 条　執行役社長は、取締役会から委任を受けた重要な業務の執行を決定し、また、重要な業務を執行します。

２　執行役社長以外の執行役は、取締役会が定める職務分掌における担当分野において、取締役会から委任を受けた業務の執行を決定し、また、業務を執行します。

３　執行役社長が行う重要な業務の執行の決定については、判断の前提となる

事実を正確に認識するとともに、判断の過程・内容に合理性・適切性を持たせるため、執行役社長の諮問機関として、経営会議及び内部統制会議を設置し、案件を事前に協議いたします。さらに、経営会議の諮問機関として、専門委員会を設置し、専門的な事項について協議を行い、その結果を経営会議に報告することにより課題解決に取り組みます。

（社内役員の研鑽）

第 14 条　当行は、新任の執行役をはじめとする社内の役員に対し、その期待される役割・責務が適切に果たされるよう、その役割・責務に係る理解を深め、必要な知識を習得するための機会を定期的に設けます。

## 第６章　会計監査人

（会計監査人）

第 15 条　監査委員会は、会計監査人による適正な監査の確保に向けて、会計監査人の独立性・専門性の確認及び会計監査人を適切に評価するための基準を策定します。

２　当行は、会計監査人による適正な監査の確保に向けて、次に掲げる事項等の会計監査人対応に係る体制を整備します。

（１）会計監査人の独立性の確保

（２）会計監査人の十分な監査時間の確保

（３）会計監査人と代表執行役社長等との十分な面談機会の確保

（４）会計監査人と内部監査部門との十分な連携の確保

（５）会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

## 第７章　株主総会等

（株主総会）

第 16 条　当行は、株主総会が株主のみなさまとの建設的な対話の場であることを踏まえ、株主のみなさまの視点に立って、次に掲げる事項等、株主総会における株主のみなさまの権利行使に係る適切な環境の整備に努めてまいります。

（１）株主総会において適切な判断を行うことに資すると考えられる情報の適確な提供

（２）株主総会議案の十分な検討期間の確保のための株主総会招集通知の速や

かな電子的公表及び早期発送

（３）株主のみなさまとの建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を十分考慮した株主総会関連の日程の設定

（４）株主総会に出席できない株主のみなさまが電磁的方法によって議決権を行使することができるようにすること及び利便性向上のための議決権電子行使プラットフォームの利用並びに招集通知の英訳の実施

（５）信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等のみなさまの議決権行使に係る利便性の向上

（資本政策）

第 17 条　当行は、株主価値の持続的な向上を目指し、資本効率を意識しつつ、収益力と経営基盤の強化を遂行するために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本とします。必要となる資本の水準については、事業活動に伴うリスクと比較して十分であることや、監督規制上求められる水準を充足していることなどを考慮しつつ適宜見直してまいります。

２　株主還元については、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、安定的な配当を行うことを基本としております。

（政策保有株式）

第 18 条　当行は、当行の中長期的な企業価値向上に資すると判断されるなど、保有意義が認められる場合に、政策保有株式を保有できるものとします。

２　政策保有株式である上場株式について、必要資本に対するリターン等の経済合理性の観点や、地域の発展への貢献、長期的・安定的な取引関係の強化等の保有目的の観点から、取締役会において保有の適否を毎年検証するとともに、検証の内容を開示します。

３　政策保有株式の議決権行使について、政策保有先及び当行の中長期的な企業価値向上の観点から、総合的に賛否を判断します。このうち、企業価値等に大きな影響を及ぼすと考えられる議案については、必要に応じて政策保有先との対話等を経て賛否を判断します。

（買収防衛策）

第 19 条　当行は、株主総会において買収防衛策の導入、継続又は廃止に関する決議を行うことができる旨を定款に規定しております。買収防衛策を導入・運用するにあたっては、その必要性・合理性を検討した上で、株主に十分な説明を行います。

## 第８章　ステークホルダーとの協働・共生

（株主との対話）

第 20 条　当行は､その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行ってまいります。

２　株主との建設的な対話を促進するための体制・取組みは次のとおりです。

（１）株主との対話は、合理的な範囲で、取締役等が対応します。

（２）ＩＲ部を担当する執行役は、株主との対話を統括し、建設的な対話の促進に努めます。

（３）株主との対話にあたって、ＩＲ部及び関係部署は有機的に連携し、その補助を行います。

（４）投資家説明会の開催など、対話の手段の提供に努めます。

（５）対話において把握された株主の意見等については、定期的に取締役会等に報告します。

（６）対話に際して、インサイダー情報は、社内規程に従い、適切に管理します。

（サステナビリティ）

第 21 条　当行は、当行のサステナビリティについて、中長期的に持続可能な社会的価値創出と企業価値向上の両立と位置づけ、サステナビリティ基本方針を策定し、推進してまいります。

（ダイバーシティ・マネジメントの推進）

第 22 条　当行は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得るとの認識の下、社内における女性の活躍推進や障がい者雇用など多様性の確保を積極的に推進してまいります。

（内部通報制度）

第 23 条　当行は、法令又は社内規則の違反が生じた場合に社員等が行うべき報告ルール（情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を含む。）を定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、内部通報に係る適切な体制の整備に努めます。

２　内部通報等により発覚した当行の重大なコンプライアンス違反事案については、速やかに監査委員に報告する体制を整備します。

## 第９章　その他

（改廃）

第 24 条　本基本方針の改廃は取締役会の決議によって行います。

以上

（参考）

１．定款（第３条関係）
２．取締役の兼任状況（第４条第１項関係）
３．取締役会規則（第４条第２項関係）
４．経営理念（第４条第３項関係）
５．中期経営計画（第４条第３項関係）
６．内部統制システムの構築に係る基本方針（第４条第４項関係）
７．執行役選解任基準（第４条第５項関係）
８．執行役選任理由（第４条第５項関係）
９．取締役候補者指名基準（第７条第２項関係）
10．取締役候補者指名理由（第７条第２項関係）
11．独立役員指定基準（第７条第３項関係）
12．取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（第８条第２項関係）
13．サステナビリティ基本方針（第 21 条関係）